

高齢者虐待防止指針

特別養護老人ホーム 第二明光園

1. 基本的考え方

ご利用者に対する基本的人権の侵害や尊厳を奪う虐待行為はいかなる時も行ってはなりません。そのため、社会福祉法人視覚障害者福祉会はこの指針を定めることによって、全ての職員が高齢者虐待について理解を深め、虐待を未然に防ぐ方策を共有するものとします。

2. 施設としての取組

前項の基本的考え方を実践するために、身体拘束廃止委員会(人権擁護・虐待防止)(以下「委員会」という。)を設置する。また、委員会は居宅介護支援事業所明光園(以下「居宅」という。)と合同で設置する。

(1) 委員会の構成

- ①施設長(虐待防止責任者)
- ②看護職員
- ③委員長(虐待防止担当者)
- ④介護職員
- ⑤生活相談員
- ⑥居宅管理者
- ⑦居宅介護支援専門員

3. 虐待の定義

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(2) 介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること

(5) 経済的虐待

高齢者の合意なしに財産や金銭を使用し、高齢者の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

4. 高齢者虐待・不適切なケアの未然防止の取り組み

職員は、高齢者虐待及び不適切なケアを未然に防ぐために以下ことに取り組まなければならない。

(1) 虐待の詳細な分析と再発防止

(2) 不適切ケア自己チェックリスト(リフレクションシート)を活用し、介護サービスの点検と虐待の早期発見・改善

- (3) 高齢者虐待防止の理解を深める委員会の開催（3ヶ月に1回）
- (4) 権利擁護や虐待防止の意識の醸成と認知症ケア等に対する理解を深める研修・教育の実施（年2回）
- (5) 新任職員に対する研修・教育の実施
- (6) 委員会及び研修の記録作成
- (7) 職員のメンタルヘルスに関する取り組み
- (8) 高齢者の要望等に応じた成年後見制度の利用に関する検討
- (9) 指針およびマニュアルの定期的な見直しと周知

5. 虐待発生時の職員の対応と責務

(1) 虐待発見時の対応

- ①職員はご利用者及びご家族または職員から虐待の通報があるときは本指針に沿って対応しなければならない。
- ②ご利用者に虐待が疑われる場合には、職員は虐待防止責任者（施設長）及び虐待防止担当者（委員長）に速やかに報告しなければならない。責任者は委員会を招集し、虐待等の詳細な分析と再発防止に取り組み、速やかな解決につなげなければならない。

(2) 虐待防止に対する職員及び委員会の責務

- ①施設内における虐待は外部からは把握しにくいことから、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- ②虐待防止担当者（委員長）は介護サービスの提供において虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、虐待防止責任者（施設長）へ報告するとともに速やかに市の担当者へ報告しなければならない。
 - ・在宅の高齢者虐待についての相談窓口
長寿包括ケア課 地域支援係 電話 027-898-6275 ファクス 027-223-4400
 - ・施設の高齢者虐待についての相談窓口
介護保険課 指導係 電話 027-898-6132 ファクス 027-243-4027
- ③委員会では発生した虐待について、その発生原因等を分析し、再発の防止策について話し合い、定期的にその効果について評価を行わなければならない。

6. 指針の閲覧について

高齢者虐待防止指針はいつでも施設内で閲覧できるようにするとともに、当施設のホームページにも公表し、いつでもご利用者及びご家族が自由に閲覧できるようにする。

附則

この指針は令和6年4月1日から施行する。